

明石市はたちのつどい2025警備業務委託仕様書

明石市（以下「委託者」という。）が委託する明石市はたちのつどい2025警備業務委託（以下「委託業務」という。）の仕様を次のとおりとする。

委託業務受託者（以下「受託者」という。）は、開催に係る事故を未然に防止するとともに、来場者等の安全を確保するため、次の委託業務を行う。

1 履行期間

契約締結の翌日から令和7年2月28日まで

2 委託業務

- （1） 警備計画書の策定に関すること。策定に当たっては、警察等関係機関との協議を十分に行うとともに、委託者と協議のうえ策定するものとする。
- （2） 警備計画に基づく警備員教育に関すること。
- （3） 警備計画に基づく警備の実施に関すること。
- （4） 警備に関する会議への出席及び警備実施報告に関すること。

3 警備実施日時

- （1） 令和7年1月12日（日）午後6時から1月13日（月）午前8時まで（以下「前日」という。）
- （2） 令和7年1月13日（月）午前8時から午後4時30分まで（以下「当日」という。）（当日のタイムスケジュール等については、別紙①「明石市はたちのつどい2025開催概要(案)」を参照）

4 警備員

- （1） 警備員は、警備業法上の警備員教育を受講した者で構成すること。
- （2） 警備本部を含む各警備区及び遊撃隊には隊長を1名設け、警備業務中は腕章等の隊長と判断できるものを着用すること。警備区については、別紙③-1「警備区域図」にて定める。
- （3） 当日警備について、第1警備区及び第4警備区には雑踏警備業務2級以上の者を1名以上配置すること。また、第6警備区には交通誘導警備業務2級以上の者を1名以上配置すること。
- （4） 受託者は、委託者が指定した期日までに「警備員名簿」を作成し、委託者に提出すること。また、警備員名簿は、各警備区及び遊撃隊の隊長と、上記（3）に記載の資格保有者が確認できる仕様にする。

- (5) 警備員は原則として、受託者が用意した名札や制服等の警備員と判断できるものを着用し、警備業務に従事すること。ただし、警備上の合理的な理由があり、制服等を着用しない警備員を警備業務にあたらせる場合は、事前に委託者に報告のうえ、承諾を得ること。
- (6) 受託者は、別紙②「警備員配置ポスト数一覧」に従って、1 ポストにつき1 名以上の警備員を配置すること。ただし、警備員配置ポスト数の警備区ごとの内訳については、委託者との協議により、必要性を認めた場合は、変更することも可能とする。また、警備区についても、警察等関係機関との協議により、変更になる可能性がある。

5 必要物品等

(1) 無線機

以下2 点の条件を満たす仕様及び数量の無線機を、受託者にて準備すること。

- ① 警備本部と、各警備区及び遊撃隊の隊長の間で通信ができる。
- ② 各警備区及び遊撃隊の隊長と、その隊長が属する各警備区及び部隊の全警備員間にて通信ができる。

(2) 拡声器

第1 警備区及び第4 警備区にて雑踏警備に従事する警備員は、受託者が準備した拡声器を必ず携行すること。

(3) その他

その他、警備に必要な警備員の装備品については、受託者が準備すること。ただし、退場誘導時に使用する可能性がある推進帯については、委託者が用意する。

6 安全対策用資機材等の設置、保護及び撤収

警備員は、以下(1)～(2)のとおり、委託者が準備した資機材の設置、保護及び撤収作業を行うこと。

(1) 車両通行止用資機材等

別紙④「交通規制等予定図」に記載の「A 勤労福祉会館前 車両通行止地点」「B 市民会館前 車両通行止地点」「C 中崎公会堂前 車両通行止地点」「D 勤労福祉会館 右折車線規制帯」にて、カラーコーン、バリケード、看板等の車両通行止用資機材または右折車線規制用資機材の設置、保護及び撤収を行う。

【設置について】

警備員は、警備本部から交通規制開始(当日9:00予定)の連絡を受け次第、あらかじめA～Dの各地点付近に集積されている車両通行止用資機材(A～

C地点)及び右折車線規制用資機材(D地点)を設置すること。資機材の数量及び設置方法の詳細については、委託者と受託者による協議の中で、別途指示するものとする。

【撤収について】

警備員は、警備本部から交通規制解除(当日16:30予定)の連絡を受け次第、交通規制用資機材を、設置前に集積されていた場所に移動させること。なお、撤収作業が完了した時点で、当日の警備は終了とする。

(2) カラーコーン等その他安全対策用資機材

別途、安全対策用資機材の設置が必要と判断した場合は、委託者と受託者により協議を行ったうえで、警備員により設置及び撤去を行う。資機材の数量及び設置、撤収方法の詳細については、委託者と受託者による協議の中で、別途指示するものとする。

7 交通規制区域内の車両管理

交通規制区域内に所在する住居・事業所等が保有する車両の交通安全管理を行うとともに、必要に応じて規制区域外に駐車場所等を確保すること。なお、その費用は受託者の負担とする。

8 警備実施内容

受託者は、以下(1)(2)のとおり警備を行うこと。ただし、警備実施内容は、委託者及び警察等関係機関との協議を経て、変更または追加される場合がある。

(1) 前日

- ・ 資機材の保護及び無断使用の防止
- ・ 部外者の進入及び一般車両の駐停車の防止
- ・ 駐車場内への関係車両の誘導(1月13日(月)午前7時から8時までの間)

(2) 当日

- ① 警備本部
 - ・ 警備担当区域の統括・指揮
 - ・ 委託者、関係機関との連絡調整
- ② 遊撃隊(本部付)
 - ・ 警備区からの応援要請や不測の事態への対応
- ③ 全警備区共通警備実施内容
 - ・ 来場者等の安全確保及び誘導

- ・ 来場者の入退場誘導
- ・ 来場者等の雑踏事故の防止
- ・ 資機材の設置、保護及び撤収
- ・ 立入禁止区域内への進入阻止及び進入者の排除
- ・ 酒類や、刃物等の危険物の他、来場者の迷惑となるおそれがあるもの（横断幕・のぼり旗等、拡声器・楽器等、火気・臭気・煙等を伴うもの、その他委託者が不適切と認めるもの）を所持する者に対する、会場周辺へそれらを持ち込めない旨の説明
- ・ 場内設備の保護及び無断使用の阻止
- ・ 交通規制区域への車両進入阻止（緊急車両除く）及び迂回の指示
- ・ 送迎車両等の誘導、停車場所の指示、駐車禁止・移動等の指示
（送迎車両は、別紙③-1「警備区域図」にて指定する車両乗降場へ誘導すること。ただし、車両乗降場の位置は、協議等により変更になる可能性がある。）
- ・ 緊急車両の通行確保
- ・ 突発事案発生時等は、警備区外であっても適切な警備を行う。

④ 警備区別警備実施内容

第1 警備区

- ・ 入場時の会場入口への進行誘導
- ・ 階段付近における転倒事故の防止
- ・ 入退場時の会場入口前、階段前等における来場者の滞留防止
- ・ 市役所本庁舎前道路への移動誘導（式典終了直前）
- ・ 退場時の帰路広報及び来場者誘導（必要に応じて推進帯を使用）

第2 警備区

- ・ 入場時の会場入口への進行誘導
- ・ 駐車場内への進入阻止（トイレ経路以外）
- ・ トイレ前等における来場者の滞留防止
- ・ 駐車場2階及び市役所2階への進入阻止

第3 警備区

- ・ 違法駐車防止（交通規制開始時刻まで）
- ・ 立入禁止区域への進入阻止
- ・ 関係車両の誘導（緊急車両・警察車両等）
- ・ 交通規制区域内への車両、バイク等の進入阻止
- ・ 退場時の帰路広報

第4 警備区

- ・ 横断者の安全管理
- ・ 入場時における来場者への会場方向の案内
- ・ 右折車線規制帯の監視
- ・ 交通規制区域内への車両進入阻止
- ・ 送迎車両に対する車両乗降場の案内
- ・ 車両通行止地点における一般車両に対しての迂回誘導
- ・ 退場時、勤労福祉会館付近の交通規制区間内にて、退場者へ歩道に上がるように誘導（その際、歩道付近の段差に注意するように広報すること）

第5 警備区

- ・ 送迎車両に対する車両乗降場の案内
- ・ 車両乗降場における車両の安全誘導
- ・ 車両乗降場、会場間を移動する来場者（歩行者）の安全誘導
- ・ 帰路につく車両に対して、渋滞を緩和させるための交通誘導
- ・ 違法駐車、迷惑行為等の防止

第6 警備区

- ・ 横断者の安全管理
- ・ 国道28号における車両の駐停車及び来場者の乱横断阻止
- ・ 交通規制区域内への車両進入阻止
- ・ 送迎車両に対する車両乗降場の案内
- ・ 車両通行止地点における一般車両に対しての迂回誘導
- ・ 周辺店舗駐車場での送迎車両の駐停車阻止

第7 警備区（警備員固定配置なし）

- ・ 送迎車両により、道路が混雑する状況でなければ、対応の必要なし。
- ・ 状況に応じて、遊撃隊等により、送迎車両の車両乗降場への案内等の対応ができる体制を整えておくこと。

⑤ 雨天等により市役所駐車場を開放した場合

- ・ 第1 警備区～第3 警備区の警備員が連携を取りながら、駐車場内での混雑緩和・転倒事故等の防止を図ること。その他警備員は、晴天時と同じ配置及び警備内容を担当する。

⑥ 荒天時、交通規制解除後も、来場者が多数残留した場合

- ・ 会場周辺、車両乗降場周辺にて迎え車両の案内・誘導、横断者の安全管理等を行える体制を整えておくこと。

9 警備計画書

受託者は、前記8の警備実施内容を踏まえて、各警備員の配置地点が分かるように警備計画書(案)を作成し、委託者が指示する期日までに指定の部数を提出すること。また、以下10の各会議等における協議内容を反映した警備計画書の最終稿を、委託者が指示する期日までに提出すること。

また、受託者は、各会議等の出席時に、警備計画及び結果の説明を行うこと。

10 警備に関する会議

受託者は、明石警察署事前協議(令和6年10月下旬予定)及び警備等に関する会議(令和6年11月及び令和7年2月予定)に出席すること。

11 警備実施報告

受託者は、前日及び当日の警備実施結果について、委託者が指示する期日までに書面をもって委託者に報告すること。なお、警備実施結果の報告項目については、少なくとも以下の項目を必要とする。

- ・ 警備員の従事時間及び従事人数の実績
- ・ 前日および当日の警備状況報告（各警備区の写真を時系列に沿って添付すること）
- ・ 車両乗降場の混雑状況報告
- ・ 総括

12 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

13 その他

- ・ 交通規制の区域及び時間については、今後の警察との協議により決定するため変更になる場合がある。
- ・ 本仕様に定めのない事項又は本仕様の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、誠意をもって委託者と受託者において協議のうえ取り決め、円滑な業務遂行を図るものとする。